

静岡海区漁業調整委員会指示第28-9号

伊東市地先の下記区域内のいか類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳一

1 いか類採捕の禁止

下表に示す区域内では、いか類の採捕を禁止する。

指 示 区 域	
区 域	基 点 等 の 位 置
伊東市宇佐美地区 基点第1号から真方位90度 100メートルの点を中心とする半径 100メートルの円によって囲まれた海面	基点第1号 宇佐美漁港東防波堤の灯台
伊東市伊東地区 基点第2号及び基点第3号を中心とする半径 200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第2号 伊東港第一防波堤屈曲箇所東壁に設置した標識 基点第3号 奥の浜東防波堤北東端
伊東市川奈地区 基点第4号を中心とする半径 200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面及び基点第5号を中心とする半径 100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第4号 川奈港小浦防波堤北端 基点第5号 伊東市川奈字小網代小網代防波堤標柱
伊東市富戸地区 基点第6号を中心とする半径 150メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第6号 富戸漁港北防波堤先端電柱
伊東市八幡野地区 基点第7号を中心とする半径 200メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第7号 八幡野漁港第一防波堤の灯台
伊東市赤沢地区 基点第8号を中心とする半径 100メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海面	基点第8号 赤沢漁港防波堤南西端

2 指示の有効期間 平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

3 試験研究等の適用除外

試験研究機関等が調査研究する場合及び静岡海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りではない。